

第4章 重点区域の位置及び区域

4-1.重点区域設定の考え方

本市では、「第2章 浜松市の維持向上すべき歴史的風致」において、歴史上価値の高い建造物が分布し、そこで行われる歴史や文化、伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地を対象に、12の歴史的風致を設定した。

01. 浜松城下の営みにみる歴史的風致
02. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致
03. 天竜川下流の荘園から継承された歴史的風致
04. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致
05. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致
06. 農村歌舞伎にみる歴史的風致
07. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致
08. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致
09. 二俣地域の営みにみる歴史的風致
10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致
11. 秋葉信仰にみる歴史的風致
12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致

重点区域は、こうした複数の歴史的風致の範囲のうち、重要文化財などとして指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物などの歴史文化資源が一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を一体的かつ重点的に推進することで、その効果を市域全体にも波及することが可能であると想定される区域を対象に設定する。

加えて、「都市計画マスタープラン」では、市の歴史まちづくりの基本的な考え方や方向性をも示しており、景観・歴史的風致の分野で地域特性に応じた個性と魅力ある景観の形成と、歴史的風致の維持及び向上による魅力ある都市の形成を基本的な考え方としているため、上位関連計画である都市計画マスタープランでの位置付けを踏まえて重点区域を設定する。

なお、重点区域は、今後、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する区域が生じた場合などに随時見直しを行うものとする。

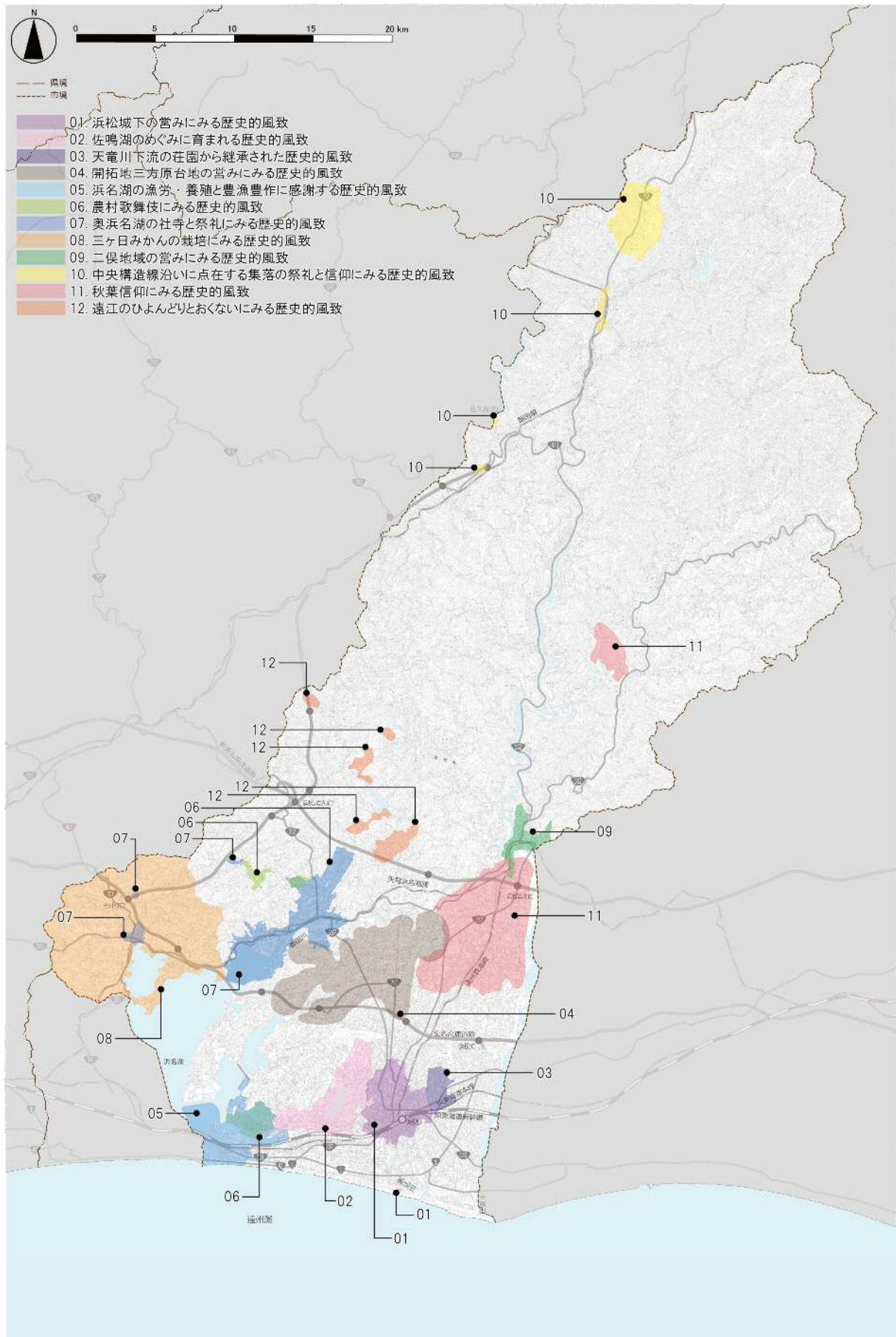


図4-1-1 歴史的風致の分布

4-2.重点区域の位置及び区域

(1)重点区域の位置

①表浜名湖地区

名称	表浜名湖地区	要件 (重要文化財等)	・中村家住宅(重要文化財)
面積	約 443 ヘクタール		

表浜名湖地区(重点区域)は、重要文化財「中村家住宅」と、これと密接な関係にある歴史的建造物が現存する歴史的集落を中心に、氏神への信仰に関連する祭礼、伝統行事が現在まで継承されている範囲とする。

表浜名湖地区は、浜名湖を西に臨み、古代から東海道や浜名湖の水運による人々の往来が盛んな地点に位置する。当地区では、重要文化財「中村家住宅」が位置するほか、この指定地を中心として歴史的建造物が分布し、信仰や伝統行事が連綿と継承されている。

具体的には、「浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致」を中心とし、浜名湖のりなどの養殖業が発展し、^{おき}息神社や^{きさ}岐佐神社での祭礼では、海・湖に関連する神々を祀るために^{かんしゃ}館車や大太鼓を引き回す区域である。また、農村歌舞伎関係者の^{ゆうどう}追善興行記念碑が建ち、^{ゆうどう}雄踏歌舞伎「万人講」が継承されている「農村歌舞伎にみる歴史的風致」の一部が重なり、地域固有の歴史的風致を形成している区域である。

②奥浜名湖地区

名称	奥浜名湖地区	要件 (重要文化財等)	・寶林寺仏殿・方丈(重要文化財) ・龍潭寺庭園(名勝)
面積	約 633 ヘクタール		

奥浜名湖地区(重点区域)は、重要文化財「^{ほうりんじ}寶林寺仏殿・^{りょうたんじ}方丈」や名勝「龍潭寺庭園」と、これらと密接な関係にある歴史的建造物が現存する歴史的な集落やまち並みを中心に、社寺に関連する祭礼、伝統行事が現在まで継承されている範囲とする。

奥浜名湖地区は、浜名湖を南に臨み、^{ひめかいどう}姫街道が東西を通る交通の要衝に位置する。当地区では、重要文化財「^{ほうりんじ}寶林寺仏殿・^{りょうたんじ}方丈」と名勝「^{りょうたんじ}龍潭寺庭園」が位置し、これらの指定地を中心として歴史的建造物が分布し、信仰や伝統行事が連綿と継承されている。

具体的には、「奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致」を中心とし、地震による大津波と関わりがある^{ほそえ}細江神社祇園祭や坂のまちを屋台が巡行する^{かなさし}金指の夏祭り、^{きんめいせき}金鳴石への信仰や井伊家の供養が行われる井伊家ゆかりの区域である。また、農村歌舞伎が奉納される^{やはしら}八柱神社や六所神社が位置し、^{よこお}横尾歌舞伎が継承されている「農村歌舞伎にみる歴史的風致」の一部が重なり、地域固有の歴史的風致を形成している区域である。

③天竜二俣地区

名称	天竜二俣地区	要件	• 二俣城跡及び鳥羽山城跡(史跡) • 光明山古墳(史跡)
面積	約 131 ヘクタール	(重要文化財等)	

天竜二俣地区(重点区域)は、史跡「^{ふたまたじょうあと}二俣城跡及び^{とばやまじょうあと}鳥羽山城跡」と、これと密接な関係にある歴史的建造物が現存する二俣市街地を中心に、近世以降の町衆の信仰に関連する祭礼が現在まで継承されている範囲とする。

天竜二俣地区は、近世に整備された^{あきは}秋葉街道と近代に整備された鉄道(旧国鉄二俣線)が交差する地点に位置する。当地区には、史跡「^{ふたまたじょうあと}二俣城跡及び^{とばやまじょうあと}鳥羽山城跡」と史跡「^{こうみょうさん}光明山古墳」が位置し、これらの指定地を中心として歴史的建造物が分布し、信仰や伝統行事が連続して継承されている。

具体的には、「二俣地域の営みにみる歴史的風致」の範囲内で、二俣まつりの神輿渡御・屋台引き回しルートなど、祭の雰囲気を感じられる範囲を中心とし、光明寺の祭礼が行われる範囲を加えた、地域固有の歴史的風致を形成している区域である。

(2)重点区域における施策の展開の考え方

これらの重点区域においては、文化財保護法、都市計画法、景観法及び屋外広告物法などに基づく規制その他の施策によって、歴史的風致の維持を図ってきた。

しかしながら、歴史的建造物の老朽化や荒廃などのほか、社会構造の変化や人口減少、少子高齢化による伝統的な活動の担い手不足、組織の弱体化など、歴史的風致の維持に支障をきたすことが危惧されている。

このため本計画では、これらの課題を解決するための施策の展開を図るものとする。

なお、「表浜名湖地区」、「奥浜名湖地区」、「天竜二俣地区」以外の歴史的風致の範囲においても、歴史的風致の喪失など同様の課題を抱えている。そのため、本計画においては重点区域に含めないものの、今後、本計画を推進していく過程で条件が整った際には、重点区域の追加・拡大も含めて随時見直しを行っていく。

また、重点区域以外の地域でも、歴史的風致を維持及び向上するために必要な施策の展開を図るものとする。

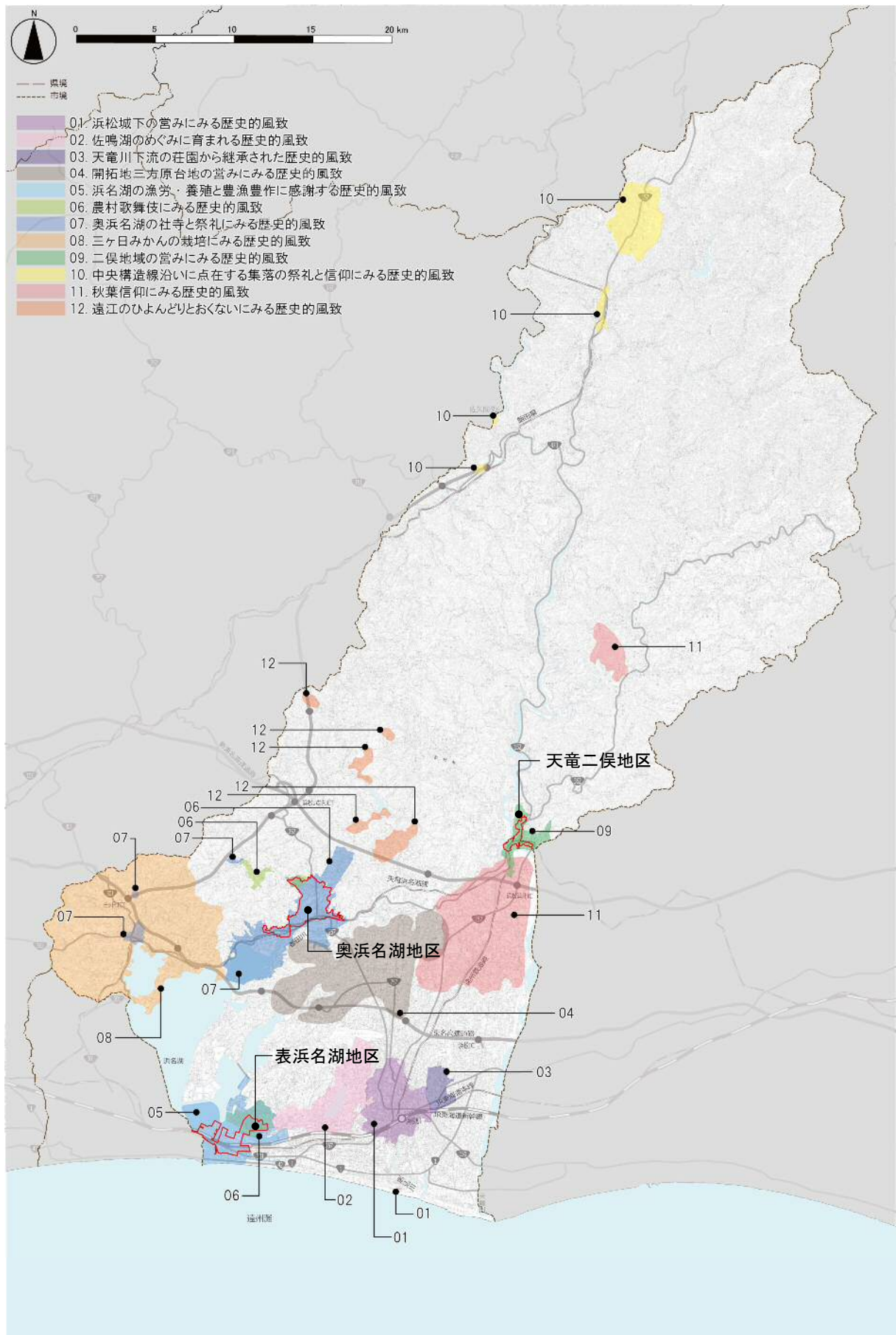


図4-2-1 重点区域の位置

(2)重点区域の範囲

①表浜名湖地区

表浜名湖地区は、重要文化財「中村家住宅」及びこれと密接な関係にある歴史的建造物と、豊漁豊作を祈願する祭礼、伝統行事が行われる地域とし、以下に示す字界、河川、道路界などにより境界とする。

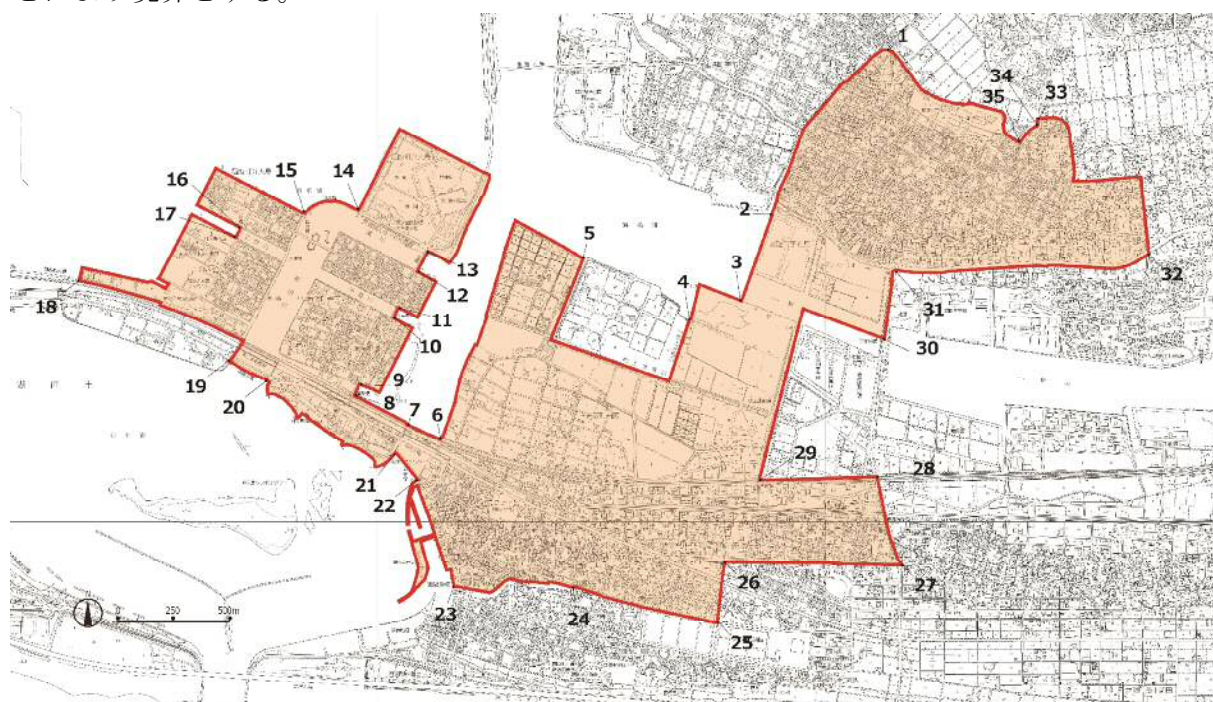


図4-2-2 重点区域の範囲(境界)【表浜名湖地区】

表4-2-1 重点区域の範囲(境界)【表浜名湖地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	大谷川左岸	19 - 20	国道 301 号
2 - 3	町界	20 - 21	弁天島海浜公園界
3 - 4	吹上護岸	21 - 22	市道舞阪弁天島浜表幹線
4 - 5	町界	22 - 23	舞阪漁港界
5 - 6	吹上護岸	23 - 24	玄斉堀船溜界
6 - 7	JR東海道線	24 - 25	市道舞阪第 2 船溜り国 1 線
7 - 8	弁天島護岸	25 - 26	市道舞阪浜田 48 号線
8 - 9	市道舞阪弁天渚園幹線	26 - 27	主要地方道細江舞阪線・県道舞阪竜洋線(重複区間)
9 - 10	蓬莱園護岸	27 - 28	主要地方道細江舞阪線
10 - 11	市道舞阪弁天渚園幹線	28 - 29	市街化区域界
11 - 12	千鳥園護岸	29 - 30	町界
12 - 13	市道舞阪弁天渚園幹線	30 - 31	主要地方道細江舞阪線
13 - 14	渚園護岸	31 - 32	主要地方道浜松雄踏線
14 - 15	県道館山寺弁天島線	32 - 33	市街化区域界
15 - 16	観月園護岸	33 - 34	県道宇布見浜松線
16 - 17	市道舞阪千鳥乙女中央幹線	34 - 35	市道雄踏 107 号線
17 - 18	乙女園護岸	35 - 1	市道雄踏 604 号線
18 - 19	市界		

②奥浜名湖地区

奥浜名湖地区は、「寶林寺^{ほうりんじ}仏殿・方丈」や「龍潭寺^{りょうたんじ}庭園」をはじめとする重要文化財や名勝及びこれと密接な関係にある歴史的建造物と、井伊家ゆかりの地が舞台の祭礼や伝統行事が行われる地域とし、以下に示す都市計画区域界、字界、道路界などにより境界とする。

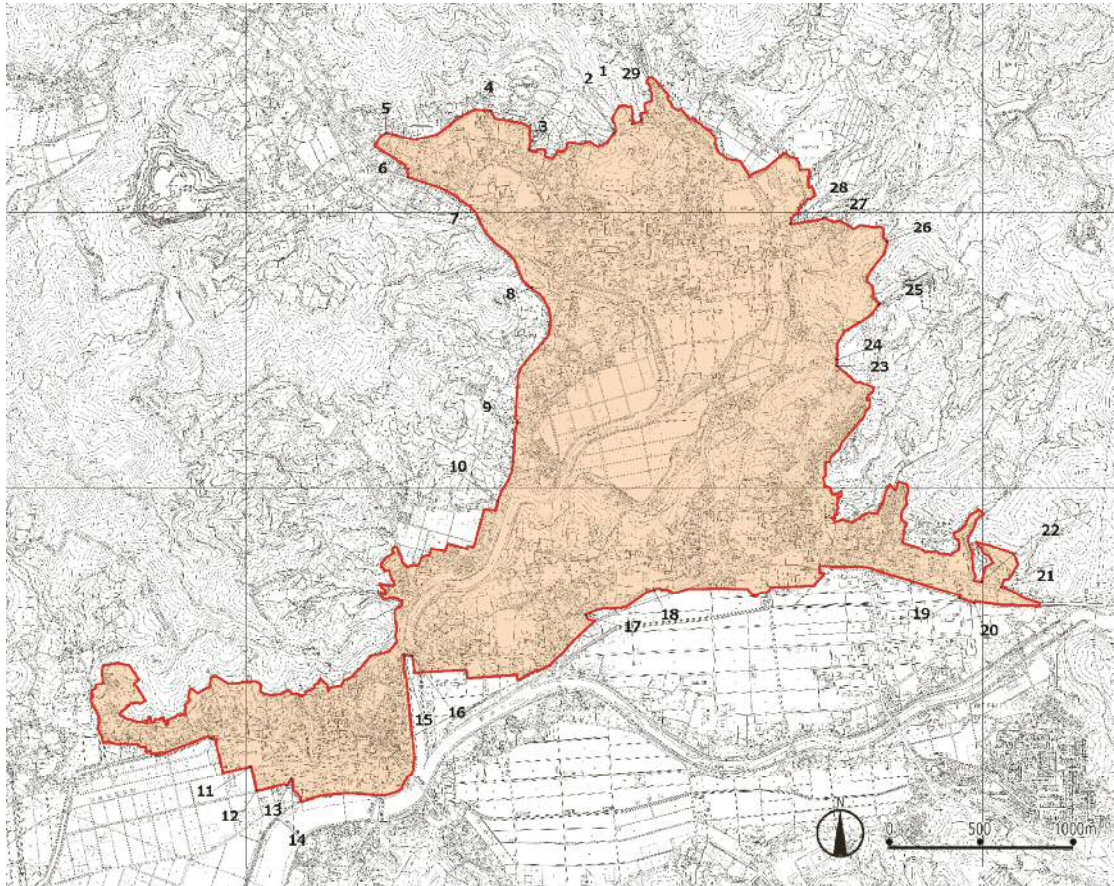


図4-2-3 重点区域の範囲(境界)【奥浜名湖地区】

表4-2-2 重点区域の範囲(境界)【奥浜名湖地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	八柱神社境内界	16 - 17	市街化区域界
2 - 3	市道引佐横尾牧線	17 - 18	国道362号
3 - 4	市道引佐横尾白岩線	18 - 19	市街化区域界
4 - 5	市道引佐白岩栃窪線	19 - 20	市道細江1区5-15号線
5 - 6	大字界	20 - 21	市街化区域界
6 - 7	市道引佐井伊谷奥山2号線	21 - 22	宝林寺境内界
7 - 8	市道引佐井ノ国大橋東栃窪線	22 - 23	市街化区域界
8 - 9	市道引佐井伊谷奥山1号線	23 - 24	市道引佐井伊谷金指線
9 - 10	県道引佐館山寺線	24 - 25	市道引佐大室線
10 - 11	市街化区域界	25 - 26	市道引佐金指三岳線
11 - 12	市道細江呉石5-33号線	26 - 27	市道引佐一ノ沢の場線
12 - 13	市道細江呉石5-34号線	27 - 28	市道引佐下町川名線
13 - 14	市道細江1号線	28 - 29	市街化区域界
14 - 15	市街化区域界	29 - 1	市道引佐横尾牧線
15 - 16	国道362号		

③天竜二俣地区

天竜二俣地区は、「ふたまたじょうあと二俣城跡及びとばやまじょうあと鳥羽山城跡」を中心に、これと密接に関係する歴史的建造物と、二俣市街地が舞台の祭礼が行われる地域とし、以下に示す都市計画区域界、文化財指定範囲界、道路界などにより境界とする。

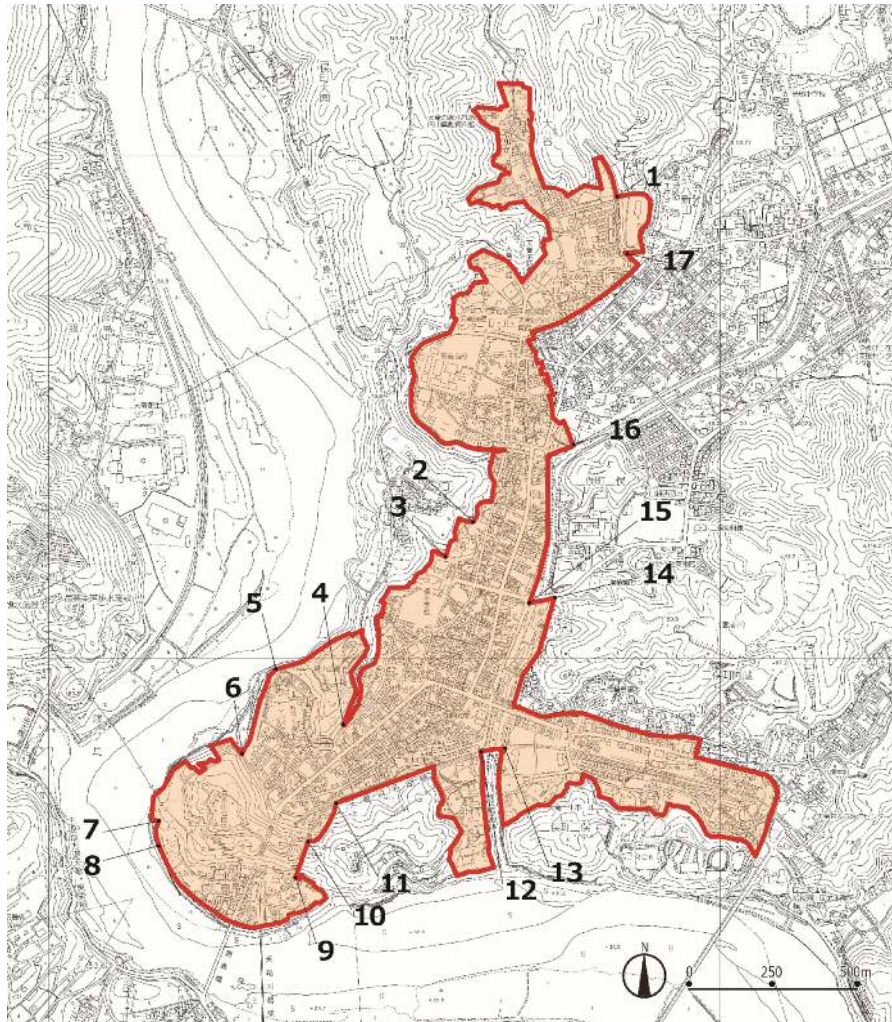


図4-2-4 重点区域の範囲(境界)【天竜二俣地区】

表4-2-3 重点区域の範囲(境界)【天竜二俣地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	市街化区域界	10 - 11	市道天竜鳥羽山公園線
2 - 3	諏訪神社・清龍寺境内界	11 - 12	市街化区域界
3 - 4	市街化区域界	12 - 13	天竜浜名湖鉄道天竜浜名湖線
4 - 5	文化財(史跡二俣城跡)指定範囲界	13 - 14	都市計画用途地域界
5 - 6	川口堤防	14 - 15	市道天竜神明山王線
6 - 7	文化財(史跡鳥羽山城跡)指定範囲界	15 - 16	二俣川右岸
7 - 8	市道天竜北鹿島6号線	16 - 17	大字界
8 - 9	市街化区域界	17 - 1	文化財(史跡光明山古墳)指定範囲界
9 - 10	市道天竜北鹿島城下線		

4-3.重点区域の設定の効果

重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史的価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりに対する効果的なPRとなり、市外から歴史的風致の評価が高まることで本市の認知度も向上する。ひいては、観光振興や地域振興を目的とした交流人口・関係人口の増加による地域活性化が期待できる。

また、市外からの高評価は、市民の歴史文化を生かしたまちづくりに対する関心を引き起こし、自らが暮らす地域に対する愛着と誇りの醸成にも波及することが期待できる。こうして醸成された地域に対する愛着と誇りは、これまであまり着目されてこなかった地域の祭礼や伝統行事に目を向けさせ、活動などへの参加のきっかけとなり、ひいては、地域の歴史文化及び伝統の、次世代への継承にもつながっていくことが期待できる。

重点区域におけるこうした取組により、当該重点区域内はもちろんのこと、それ以外の区域への効果も期待でき、市全体を捉えた歴史まちづくりの推進が一層期待できる。

4-4.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1)重点区域における都市計画との連携(都市計画法)

①区域区分と用途地域

本市は、市域 1,558.06 平方キロメートルのうち、約 33%にあたる 514.55 平方キロメートルの都市計画区域を有している。また、この都市計画区域は、その約 19%にあたる 98.73 平方キロメートルの市街化区域と、約 81%にあたる 415.82 平方キロメートルの市街化調整区域で構成され、市街化区域の全域に用途地域を指定している。

本計画の重点区域は、都市計画区域内に位置している。

今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえたうえで、適切な土地利用の規制誘導により周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

②地区計画

本市は、25 か所の地区計画区域を指定している。

重点区域のうち、「奥浜名湖地区」に地区計画区域が指定され、井伊家ゆかりの地「井の国」という地域特性に応じた良好な居住環境などの保全と形成を目指した取組みが行われている。

今後においても、地域の特性に応じたルールを定めた制度を活用し、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

表4-4-1 重点区域と地区計画

区域名	左記地区内に位置する地区計画の名称
奥浜名湖地区	井伊谷地区計画(約 23.4 ヘクタール)

③風致地区

本市は、7箇所¹の風致地区を指定している。本計画の重点区域うち、「表浜名湖地区」において風致地区が位置している。

今後においても、これらの制度を適切に運用して、まち並みと一体となった良好な自然環境を保全するとともに、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

表4-4-2 重点区域と風致地区

区域名	左記地区内に位置する風致地区		
	名称	種別	面積(ha)
表浜名湖地区	吹上風致地区	第1種風致地区	19.2
	新弁天島風致地区	第2種風致地区	5.9

表4-4-3 風致地区の主な許可基準

項目		風致地区	
		第1種	第2種
敷地面積が 1,000 平方メー トル未満の許 可基準	高さ	8メートル以下	15メートル以下
	建ぺい率	30%以内	40%以内
	壁面後退距離	道路から3メートル以上	道路から2メートル以上
		隣地から1.5メートル以上	隣地から1メートル以上
	植栽計画及び密度	建築物が隠れる程度 (緑化率30%以上)	建築物が見え隠れする程度 (緑化率20%以上)
	建築地盤面の高低差	6メートル以下	9メートル以下
建築物の色彩	風致、環境と調和する色彩 明度及び彩度の高い目立つ色(原色、金銀系、蛍光塗料等)は避けること		
敷地面積が 1,000 平方メートル以上 の許可基準	緑地率(緑地面積/敷地面積)	50%以上	30%以上
	緑化率(緑化面積/敷地面積)	50%以上	30%以上
	建築物間の距離	高い方の建築物の高さ以上	高い建築物の高さの4分の3以上
	建築物の幅	50メートル以内	80メートル以内
敷地面積に応じた 緑地帯の設置	1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	4メートル以上	2.5メートル以上
	3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	7メートル以上	4メートル以上
	5,000 平方メートル以上	10メートル以上	5メートル以上

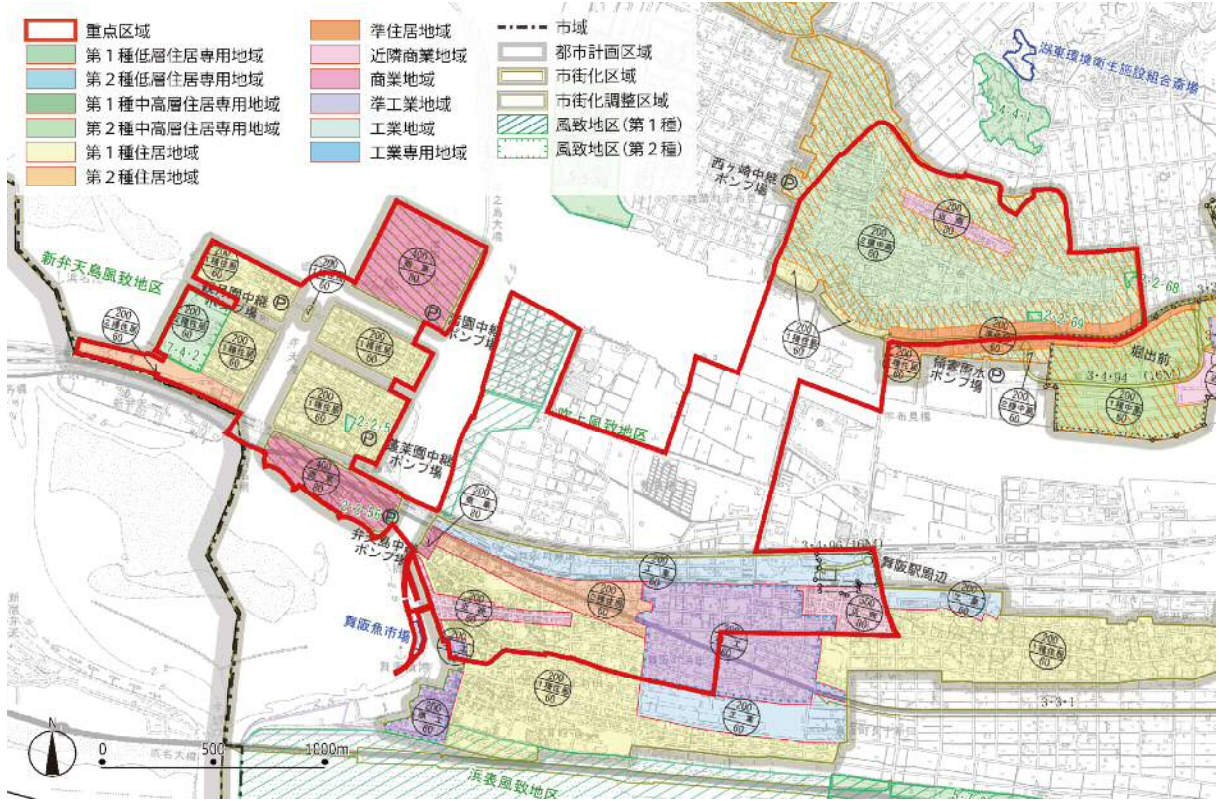


図4-4-1 重点区域と都市計画【表浜名湖地区】

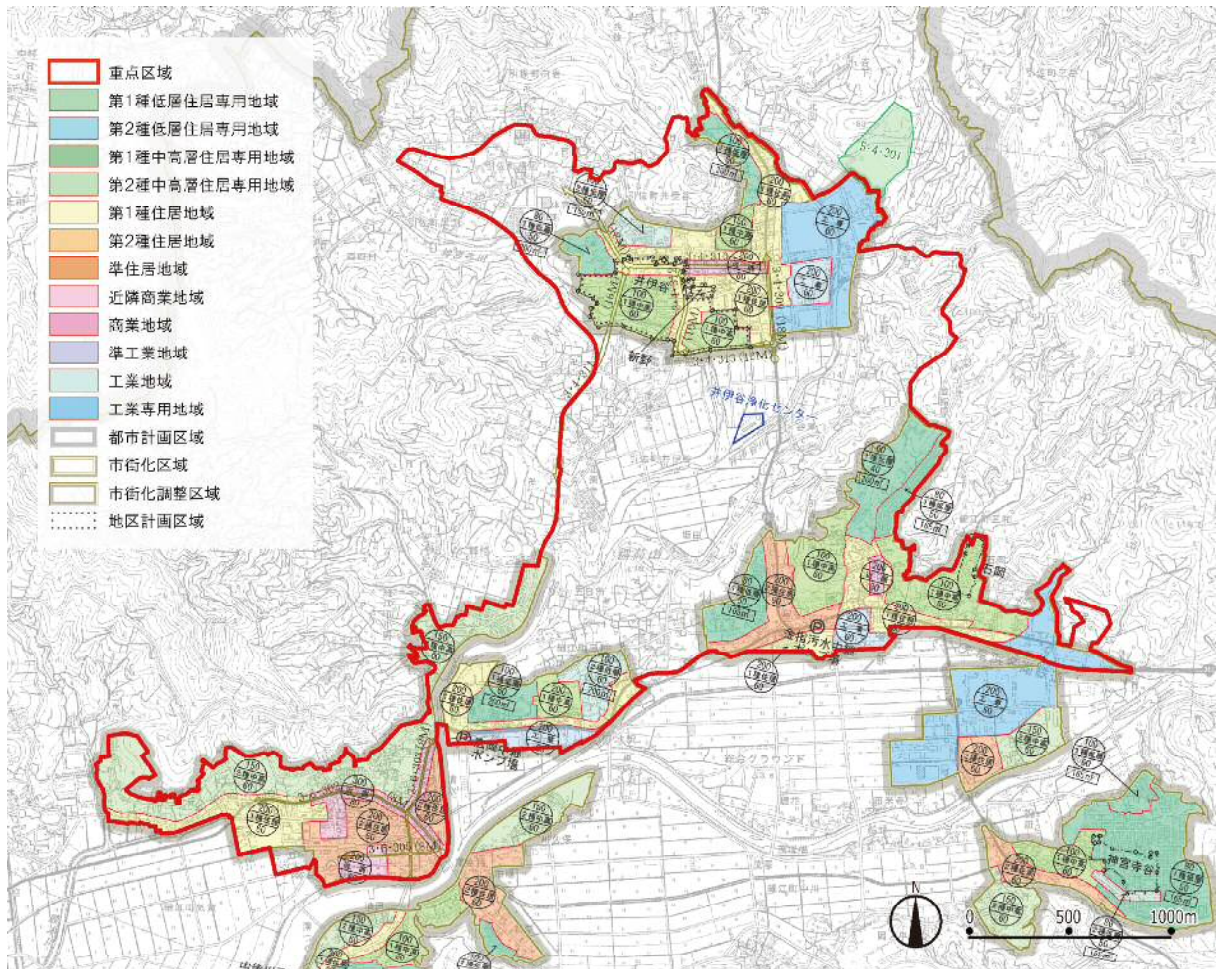


図4-4-2 重点区域と都市計画【奥浜名湖地区】

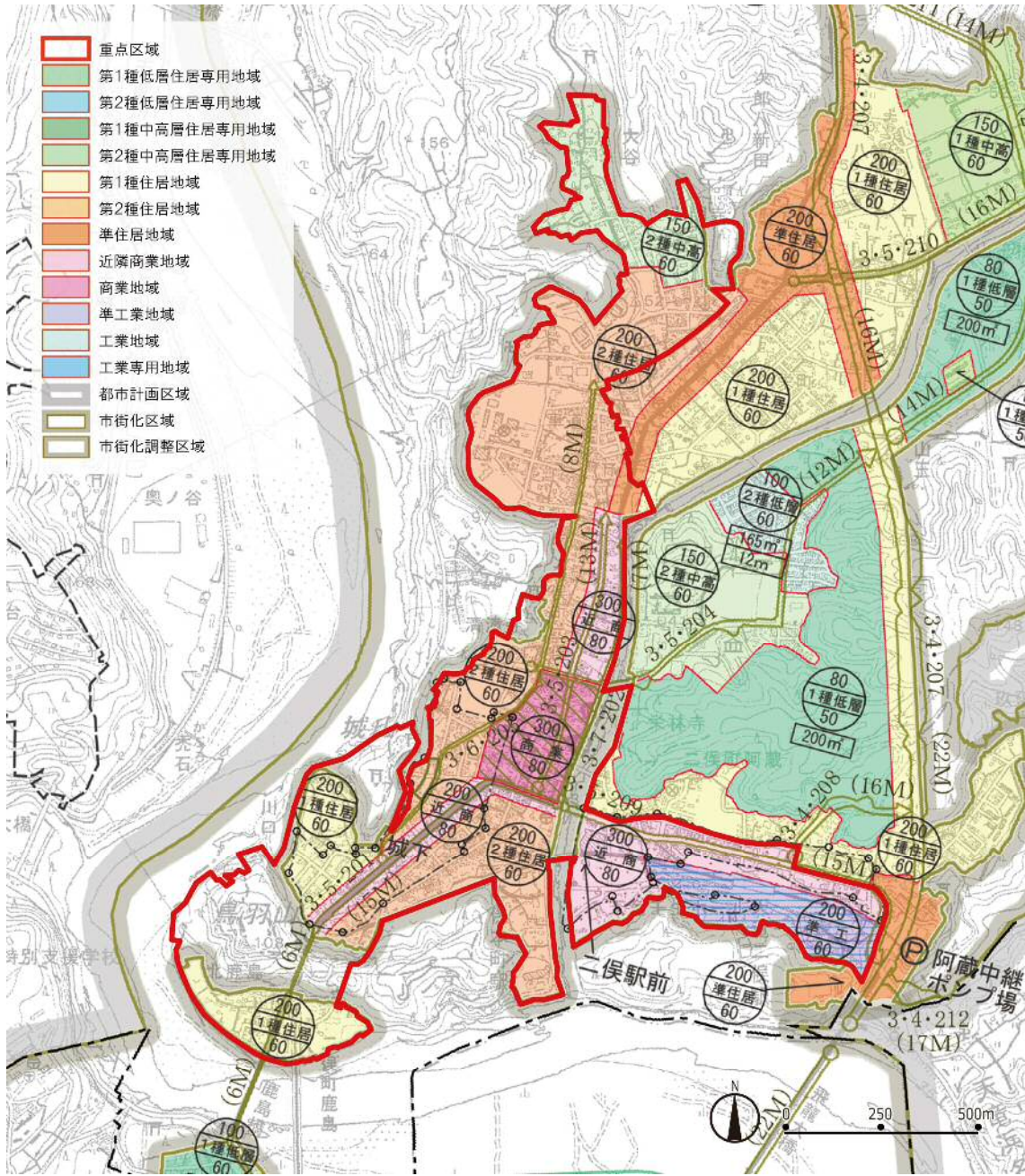


図4-4-3 重点区域と都市計画【天竜二俣地区】

(2)重点区域における景観計画との連携(景観法)

本市においては、平成 20 年(2008)に景観法に基づく「浜松市景観計画」を策定し、平成 21 年(2009)に「浜松市景観条例」を施行して、一定の基準に沿った積極的な景観の形成に取り組んでいる。なお、「浜松市景観計画」は、平成 26 年(2014)に重点地区を定め、一定地区における一層の良好な景観の形成にも取り組んでいる。この景観計画の区域(以下、「景観計画区域」という。)は市域全域としているが、本計画の重点区域は景観計画重点地区の範囲には含まれていない。

今後においては、景観計画区域の景観形成基準に沿って良好な景観の形成を進めることで、重点区域の歴史的風致の維持及び向上の実行性を高めていくものとする。

表4-4-4 「浜松市景観計画」における景観形成基準(その1)(景観計画重点地区を除く)

項目		景観形成基準													
項目	細目														
配 置	眺 望	・ 主要な眺望点からの眺望への見通しを阻害しないように、見通し線を確認し、これを避ける配置とする。													
	基 調	・ 周辺の地形やまち並みなど周辺景観の基調を確認し、これから突出した印象とならないような配置とする。													
	壁面後退	・ 道路等公共施設に面する壁面などは後退し、修景や公開空地的な空間、植栽のための空間を確保する。													
建 築 物 等 の 外 観	形 態	・ 地形やまち並みなど周辺景観の基調を確認し、これと調和する屋根形状とする。 ・ 地形やまち並みなどから突出した印象とならないような形態とする。													
	デザイン	・ 周辺景観の基調を確認し、これと調和する壁面デザインとする。 ・ 単調な大壁面とならないようにする。													
	色 彩	<p>・ 周辺景観の基調色に近い色相や明度とし、彩度は抑える。 ・ 外観の各面の見付面積※の 4/5 は基調色として、下表の色彩の使用を制限する。 ・ 色数は全体で 5 色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにする。 (※「見付面積」とは、正面から見える鉛直投影面積)</p> <p><色彩の使用制限範囲></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H：色相</th> <th>V：明度</th> <th>C：彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td rowspan="6">2.0未満</td> <td>5.0以上</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>4.0以上</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>4.0以上</td> </tr> <tr> <td>N：無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ここで示す色彩基準は、「三属性による色の表示方法」(JIS Z 8721)による。)</p> <p style="text-align: right;">次頁図参照</p>	H：色相	V：明度	C：彩度	YR	2.0未満	5.0以上	Y	4.0以上	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3.0以上	R	4.0以上	N：無彩色
H：色相	V：明度	C：彩度													
YR	2.0未満	5.0以上													
Y		4.0以上													
GY、G、BG、B、PB、P、RP		3.0以上													
R		4.0以上													
N：無彩色		—													
付 帯 設 備		屋上に設置する設備 外壁に取付ける設備	・ 屋上に設ける設備は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにする。 ・ 外壁に取付ける設備機器や配管は、建築物と一体的な外観とする、または目隠しなどにより見えないようにする。												
	屋外階段 立体駐車施設など	・ 屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観とする。													
	物干し場、物干し設備	・ 物干し場・物干し設備は、干し物が外部から見えにくい場所に設置する。													

表4-4-5 「浜西市景観計画」における景観形成基準(その2)(景観計画重点地区を除く)

項目		景観形成基準
建築物等の外構	駐車場・付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場などは、道路等から見えにくい場所に配置する。 ・ または、緑化や修景などにより目隠しをする。
	外柵や塀、門柱・門扉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等に面する外柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和し、圧迫感のないものとする。 ・ 公開空間的な空間への出入りを妨げず、透過性のあるものとする。
	道路に面した空地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等に面した壁面後退部分の空地は、歩道や広場として開放する、あるいは、緑化等により修景する。 ・ 道路等に面した壁面後退部分の空地は、圧迫感を軽減するために植栽により修景する。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存樹木は保全する。 ・ 周辺植生に合わせる。 ・ 敷地内に緑化や花による修景をする。
色彩の使用制限・参考図		

◆この資料の色表現は印刷によるため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

表4-4-6 「浜松市景観計画」における届出対象行為

①建築物・工作物の新築など

- ・高さ※15メートルを超え又は、同一敷地における建築物の建築面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、当該建築物と一体となる工作物を含む。

(※「高さ」とは、建築基準法施行令の規定による。ただし、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面のうち最も低い水平面からの高さ)

- ・高さ※15メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(※「高さ」とは、当該工作物が接する周囲の地面等のうち最も低い地面等からの高さ)

②都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・都市計画区域内における3,000平方メートル以上の開発行為
- ・都市計画区域外における10,000平方メートル以上の開発行為
- ・都市計画区域内外にわたる開発行為の場合、当該開発行為の区域が10,000平方メートル以上又は当該開発行為のうち、都市計画区域内の部分が3,000平方メートル以上の開発行為

③土の採取など

- ・静岡県土採取等規制条例※第2条に規定する事項のうち、同条例第14条に規定する事項及び同条例施行規則第8条各項のいずれにも該当しないもの

(※ 静岡県土採取等規制条例

第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 切土、床堀その他の土地の掘さくをする行為
- (2) 埋土又は盛土をする行為)

④学校の施設、運動・レジャー施設、墓園などの整備

- ・野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物及び墓園（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第二種特定工作物を除く。）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のうち以下に定める規模のもの
 - ・都市計画区域内の市街化区域における2,000平方メートル以上の整備
 - ・都市計画区域内の市街化調整区域における5,000平方メートル以上の整備
 - ・都市計画区域外における2,000平方メートル以上の整備

(3)重点区域における屋外広告物の規制(屋外広告物法)等

本市においては、平成17年(2005)に「浜松市屋外広告物条例(浜松市条例第153条)」を制定し、特別規制地域と普通規制地域を設けて屋外広告物の規制を行っている。

今後においては、重点区域における歴史的風致の維持向上を積極的に図るとともに、その周辺地域においても歴史的風致との調和を図っていくため、景観形成上大きな影響を及ぼす屋外広告物の掲出に関する規制の強化について検討などを行っていくものとする。

表4-4-7 重点区域と屋外広告物等の規制地域

区域名	左記地区内に位置する屋外広告物の規制地域
表浜名湖地区	第1種特別規制地域 第2種特別規制地域 第1種普通規制地域 第2種普通規制地域
奥浜名湖地区	第1種特別規制地域 第2種特別規制地域 第1種普通規制地域 第1種普通規制地域(100メートル規制有り) 第2種普通規制地域
天竜二俣地区	第1種特別規制地域 第1種普通規制地域 第1種普通規制地域(100メートル規制有り) 第2種普通規制地域

表4-4-8 浜松市屋外広告物条例における規制地域(概要)

地域	根拠※	概要
特別規制地域	第3条	都市の住環境、文化的な財産、湖沼・海浜の自然景観、道路・鉄道沿線の景観、公共又は公共的な施設など、美観風致を守るための重要な地域である。許可を得た自家広告物(自己の事業所等に氏名、名称、商標、営業の内容表示をした広告物)など、適用除外の広告物を除き、表示または設置を禁止している地域である。
普通規制地域	第5条	原則として、許可を受けなければ、広告物の表示、設置ができない地域である。

※浜松市屋外広告物条例。

表4-4-9 浜松市屋外広告物条例における規制地域(詳細)

地域		規制内容
特別規制地域	第1種特別規制地域	1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区 2 河川、湖沼、海岸又はこれらから 200 メートル以内の地域のうち市長が指定する区域
	第2種特別規制地域	1 東名高速道路(三方原PAの区域を除く)、新東名高速道路(浜松SAの区域を除く)及び東海道新幹線の全区間並びに道路及び鉄道のうち市長が指定する区域
	特別規制地域で規制図に表示のない地域 1 文化財保護法、静岡県文化財保護条例及び浜松市文化財保護条例により指定された建造物の周囲 50 メートル以内の区域 2 文化財保護法、静岡県文化財保護条例及び浜松市文化財保護条例により指定された史跡、名勝、天然記念物の地域 3 森林法により規定された保安林のうち市長が指定する区域 4 浜松市緑の保全及び育成条例により指定された市民の森の区域 5 都市公園法に規定する都市公園の区域等 6 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内	
普通規制地域	第1種普通規制地域	1 用途地域のうち特別規制地域と第2種普通規制地域を除いた地域 2 三方原PA及び浜松SAの区域並びに道路及び鉄道のうち市長が指定する区間 3 東名高速道路(三方原PAの区域を除く)、新東名高速道路(浜松SAの区域を除く)及び東海道新幹線の全区間並びに2の区間から1000メートル以内の地域のうち市長が指定する区域 4 河川、湖沼、海岸又はこれらから 500 メートル以内の地域のうち市長が指定する区域
	第1種普通規制地域(100メートル規制地域)	第1種普通規制地域のうち、市長が指定する道路及び鉄道から100メートル以内の区域で、野立の一般広告物を禁止する地域(自家広告物、道標・案内図板を除く)
	第2種普通規制地域	用途地域のうち商業地域及び近隣商業地域

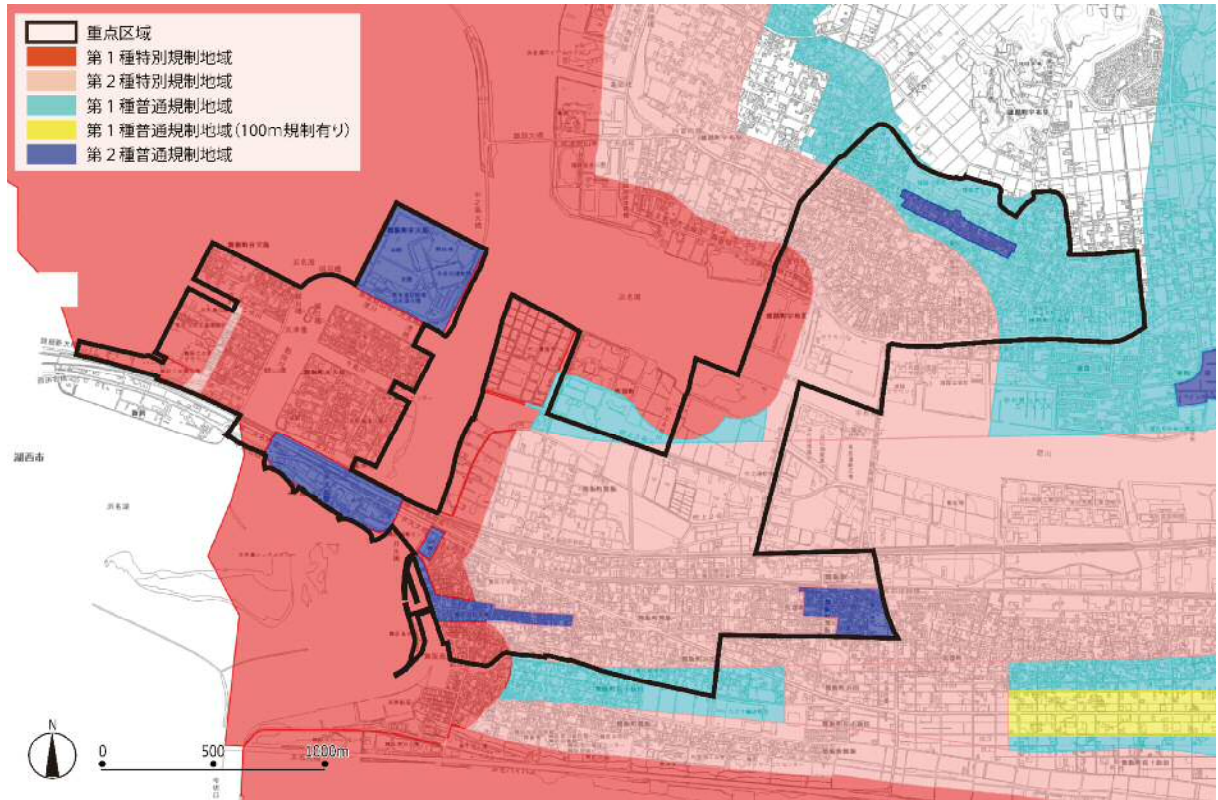


図4-4-4 重点区域と屋外広告物の規制【表浜名湖地区】

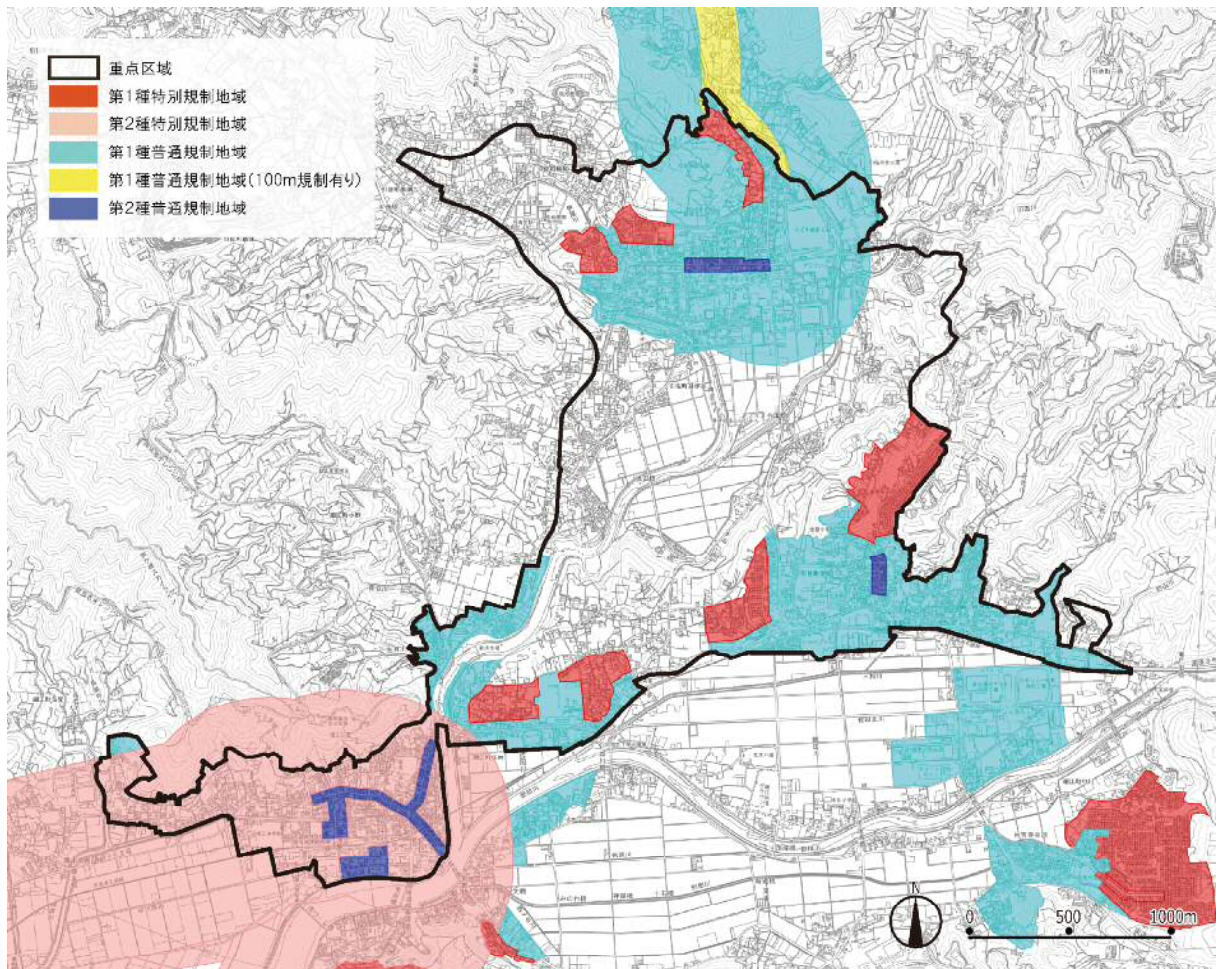


図4-4-5 重点区域と屋外広告物の規制【奥浜名湖地区】

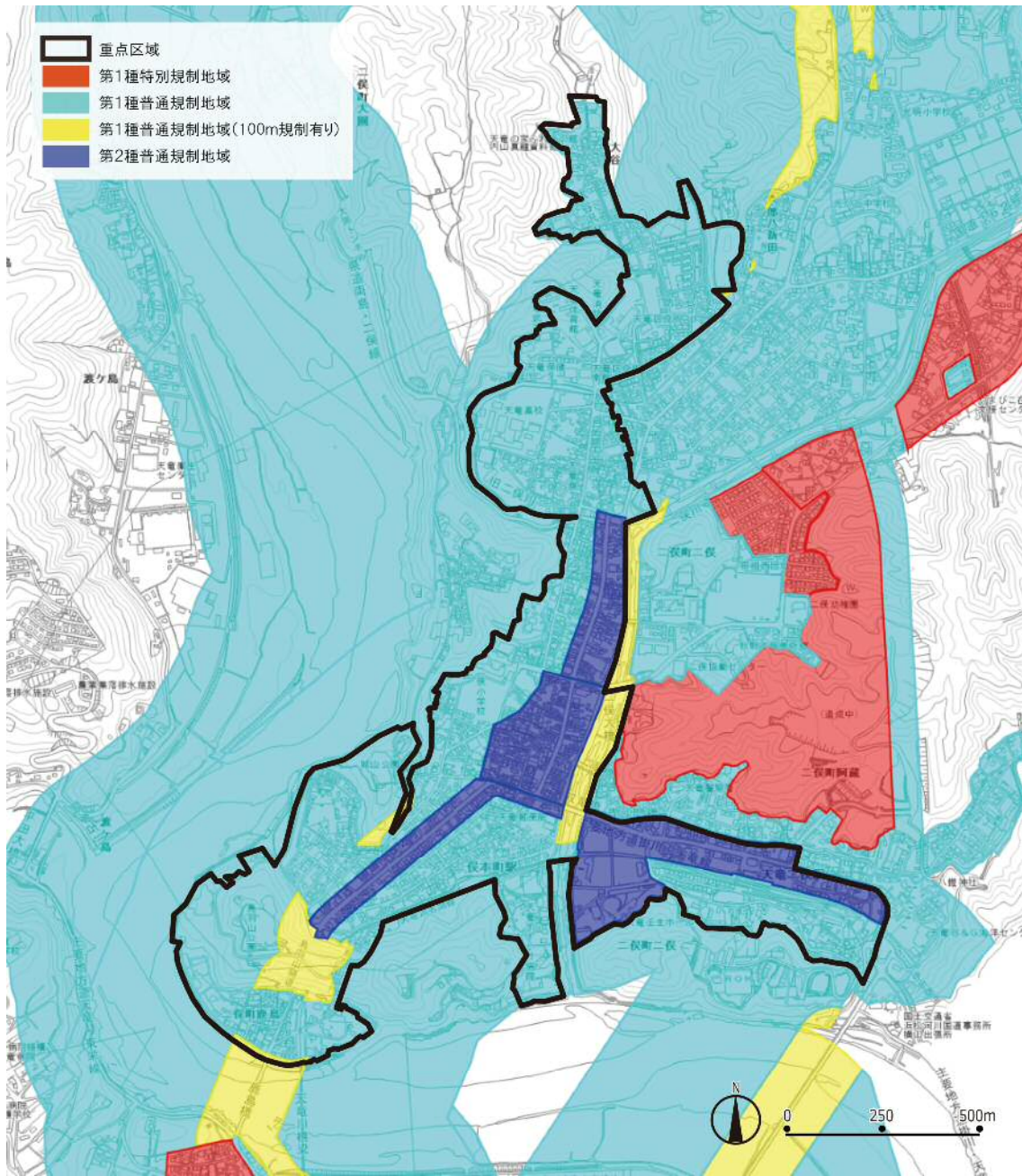


図4-4-6 重点区域と屋外広告物の規制【天竜二俣地区】

(4)重点区域と国定公園/県立自然公園との関係

本市内においては、天竜奥三河国定公園を始め、奥大井県立自然公園、浜名湖県立自然公園の、3つの自然公園が指定されている。本計画の重点区域うち、「表浜名湖地区」、「奥浜名湖地区」及び「天竜二俣地区」において、自然公園区域が位置している。

今後においては、優れた自然の風景地の保護や自然に親しむ場として、その利用の増進を図るとともに、歴史的風致との調和を図っていくものとする。

表4-4-10 重点区域と自然公園

区域名	左記地区内に位置する自然公園	
	名称	種別
表浜名湖地区	浜名湖県立自然公園	普通地域
奥浜名湖地区	浜名湖県立自然公園	普通地域
天竜二俣地区	天竜奥三河国定公園	第3種特別地域

表4-4-11 国定公園における行為規制

区分	説明	行為規制
第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	<p>■許可制</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工作物の新增改築 ②木竹の伐採 ③指定区域内における木竹の損傷 ④鉱物の掘採又は土石の採取 ⑤河川、湖沼等の水位・水量の増減 ⑥指定湖沼への汚水の排出等 ⑦広告物の設置等 ⑧屋外における指定物の集積又は貯蔵 ⑨水面の埋立、干拓 ⑩土地の形状変更 ⑪指定植物の採取等 ⑫指定区域内における指定植物の植栽・播種 ⑬指定動物の捕獲等 ⑭指定区域内における指定動物の放出 ⑮屋根、壁面等の色彩の変更 ⑯指定する区域内への立入り ⑰指定区域内における車馬等の乗入れ ⑱その他政令で定める行為

表4-4-12 県立自然公園における行為規制

区分	説明	行為規制
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域(海面を含む。)	<p>■事前届出制</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超える工作物の新增改築等 ②特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせる行為 ③広告物等の掲出、設置、工作物等への表示 ④水面の埋立又は干拓 ⑤鉱物の掘採又は土石の採取 ⑥土地の形状変更

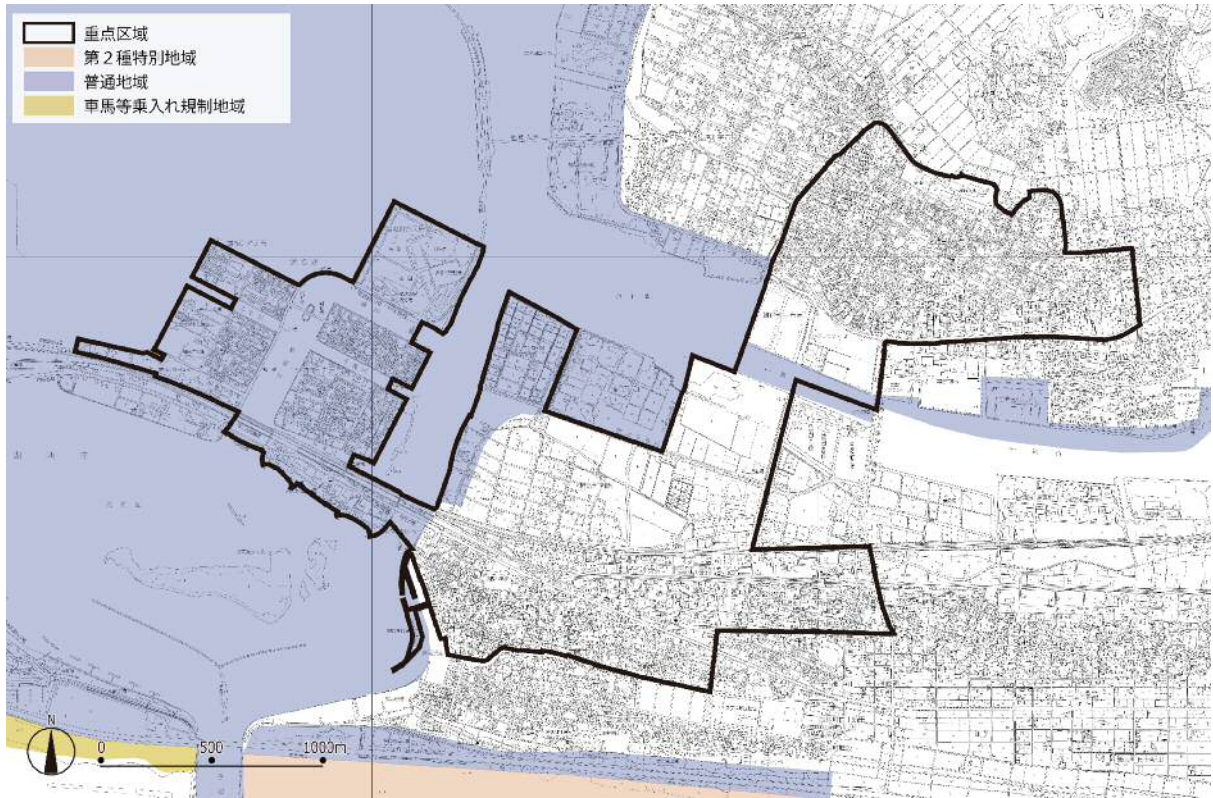


図4-4-7 重点区域と県立自然公園【表浜名湖地区】

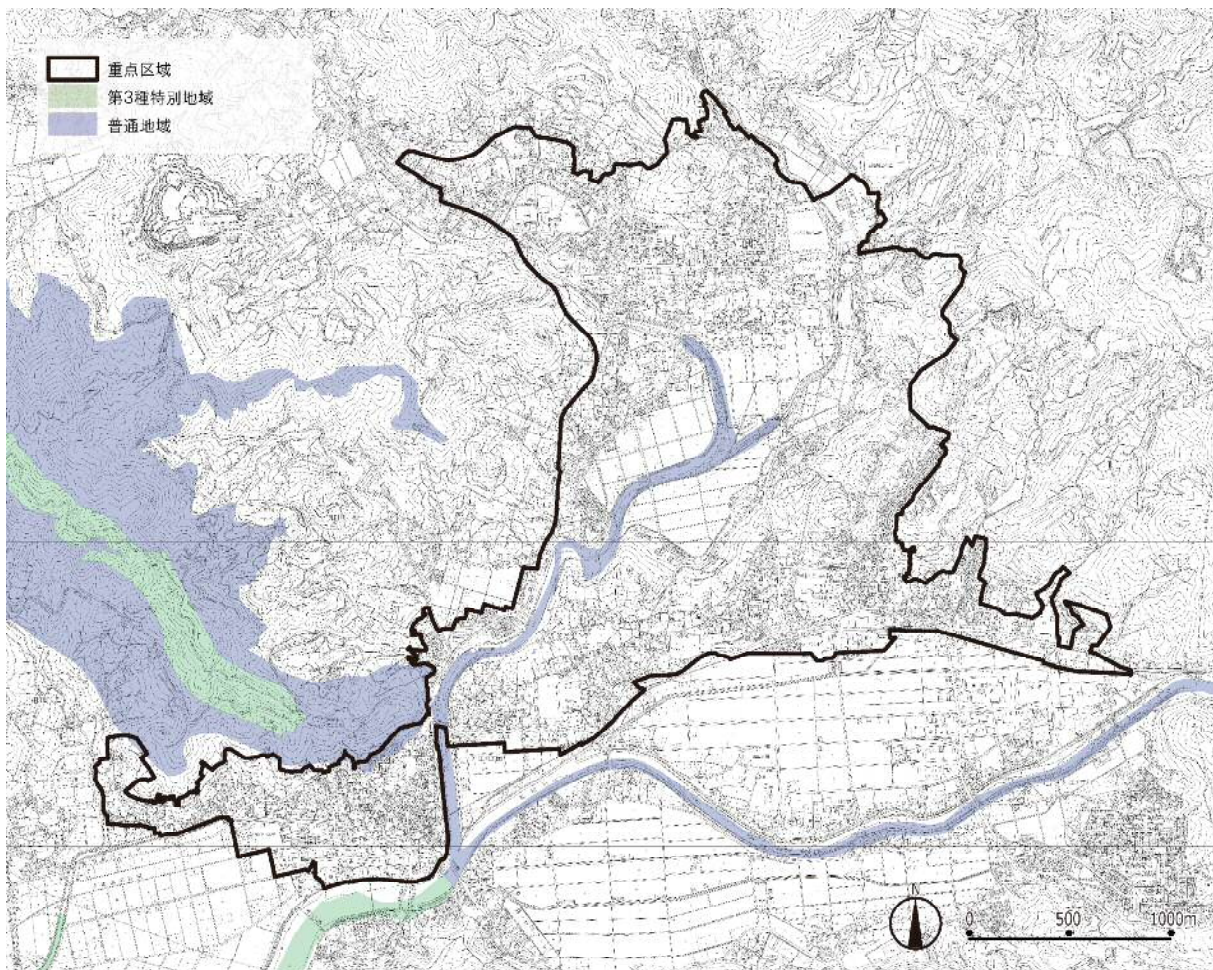


図4-4-8 重点区域と県立自然公園【奥浜名湖地区】

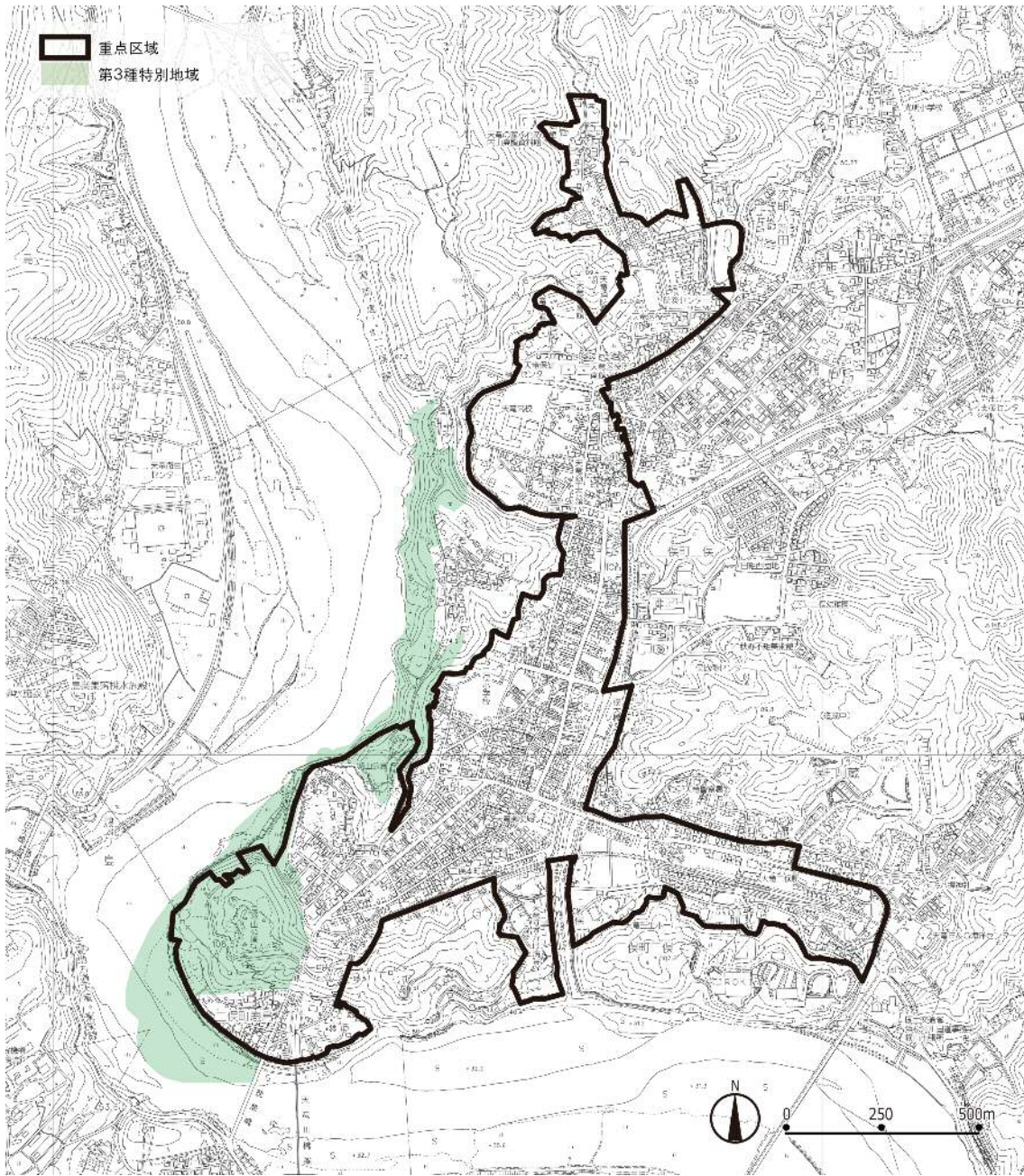


図4-4-9 重点区域と国定公園【天竜二俣地区】

(5)重点区域と農業振興地域整備計画との関係

本市では平成 21 年(2009)に農業振興地域整備計画を策定し、市街化区域及び森林地帯などを除く約 777.55 平方キロメートルを農業振興地域に指定している。また、そのうち、集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域を広範囲にわたって指定している。

本計画の重点区域のうち農業振興地域及び農用地区域の一部が重なる奥浜名湖地区が位置する浜名区(D地区)では、農地の7割以上が樹園地として占めている。また、大規模専業農家が多く、本市農業の中心地帯でもある。今後も、農業の近代化を進めるとともに、三ヶ日みかん、とぴあみかん、三方原馬鈴薯^{みかたはら}などのブランド農産物をはじめ水稻、梨などの産地の維持・発展に向け、農地として効率的利用を推進していくことが浜松市農業振興地域整備計画において示されている。

このような範囲では、今後も農用地区域の適切な保全を進めるとともに、歴史的風致を構成する一つの要素としても捉えて調和を図っていくものとする。

表4-4-13 重点区域と農業振興地域等

区域名	左記地区内に位置する農業振興地域等※	
	農業振興地域	農用地区域
表浜名湖地区	×	×
奥浜名湖地区	○	○
天竜二俣地区	○	×

※「○」は指定あり。「×」は指定なし。

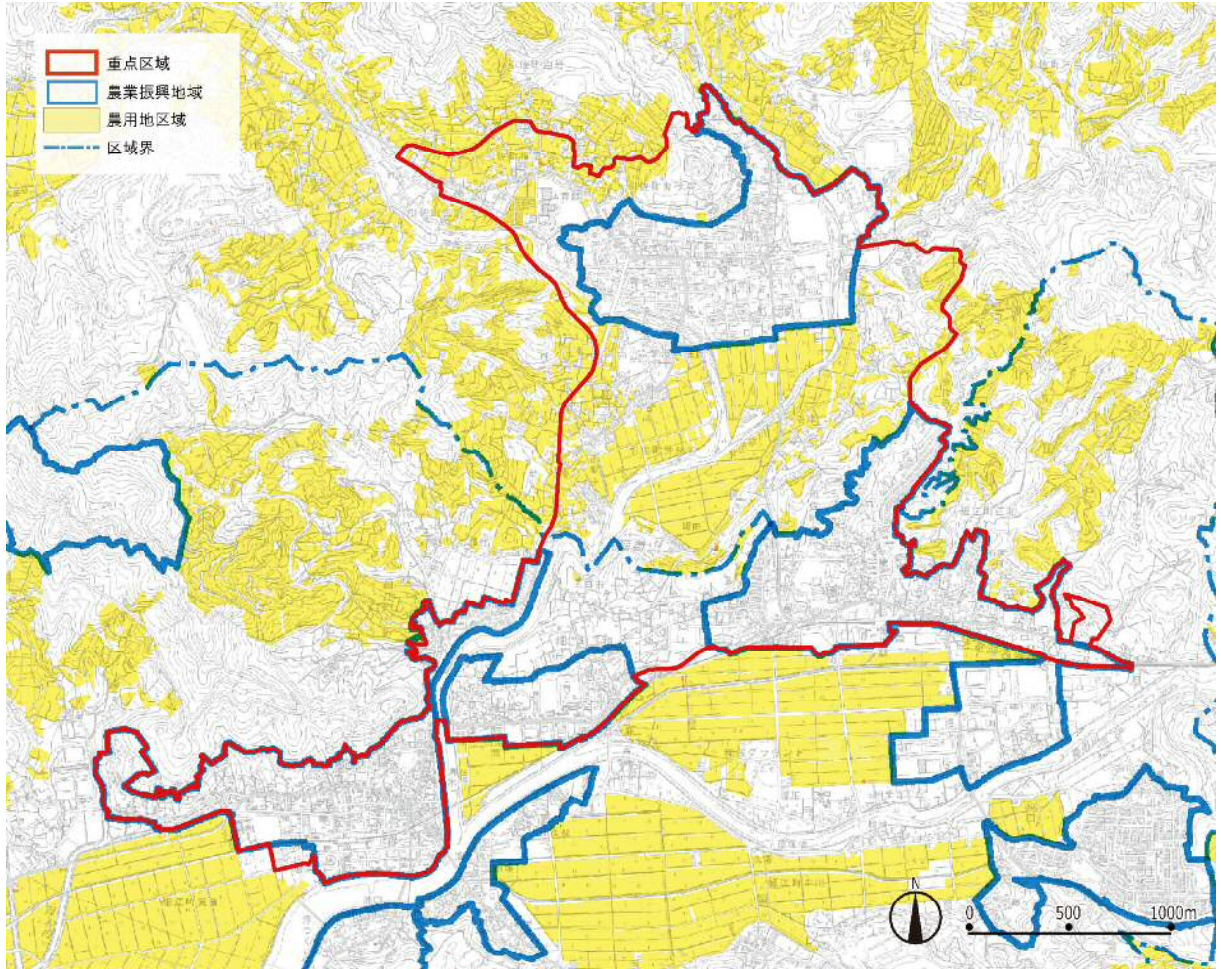


図4-4-10 重点区域と農業振興地域等【奥浜名湖地区】

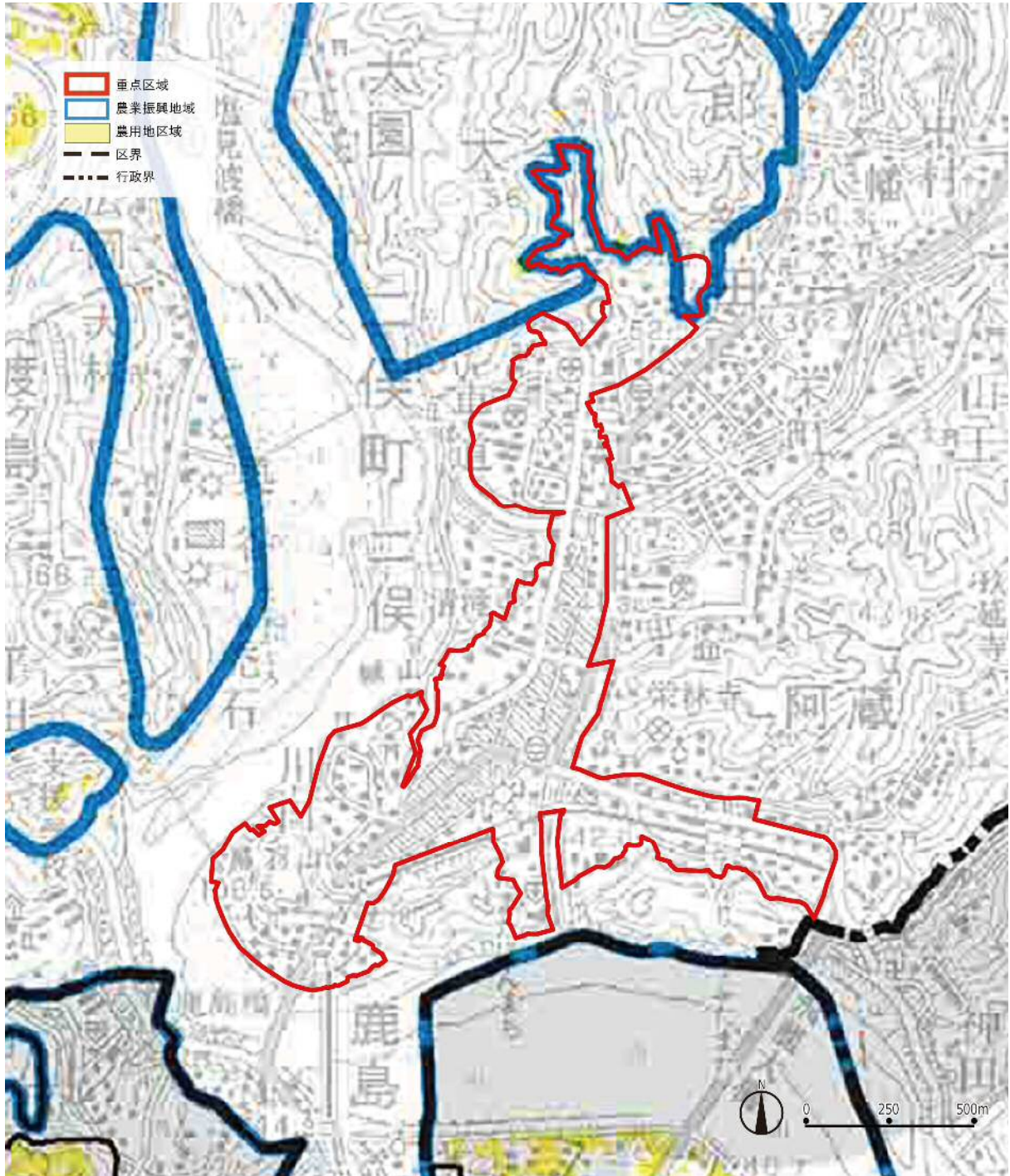


図4-4-11 重点区域と農業振興地域等【天竜二俣地区】

(6)重点区域と国指定文化財の保存活用計画との関係

重点区域「天竜二俣地区」には、史跡^{ふたまたじょうあと}二俣城跡及び鳥羽山城跡^{とばやまじょうあと}が所在し、天竜川と二俣市街地を見下ろす両城跡一帯が史跡指定範囲となっている。本市では、「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画」を策定し、保存活用の方向性を示すとともに、適正な維持管理に取り組んでいる。

本計画の推進においても、この取組と連携することで、より効果的な歴史的風致の維持及び向上を図る。

①史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画

本計画は、令和2年(2020)に策定したもので、史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の指定範囲(二俣城跡33,260.34平方メートル、鳥羽山城跡89,219.74平方メートル)の合計122,480.08平方メートルを計画対象範囲とし、保存と活用の基本方針及びその具体的手法を示し、あわせてそれを実現するための運営の方法について示している。

史跡指定範囲内については現状変更などの取り扱い基準を定めており、隣接する地域においても史跡の一体的な保存活用の方向性を検討する必要性のある部分については、今後保護を要する範囲として示し、追加指定検討区域としている。

今後も、「史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画」に基づき、適切な保存や整備、活用などを行い、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

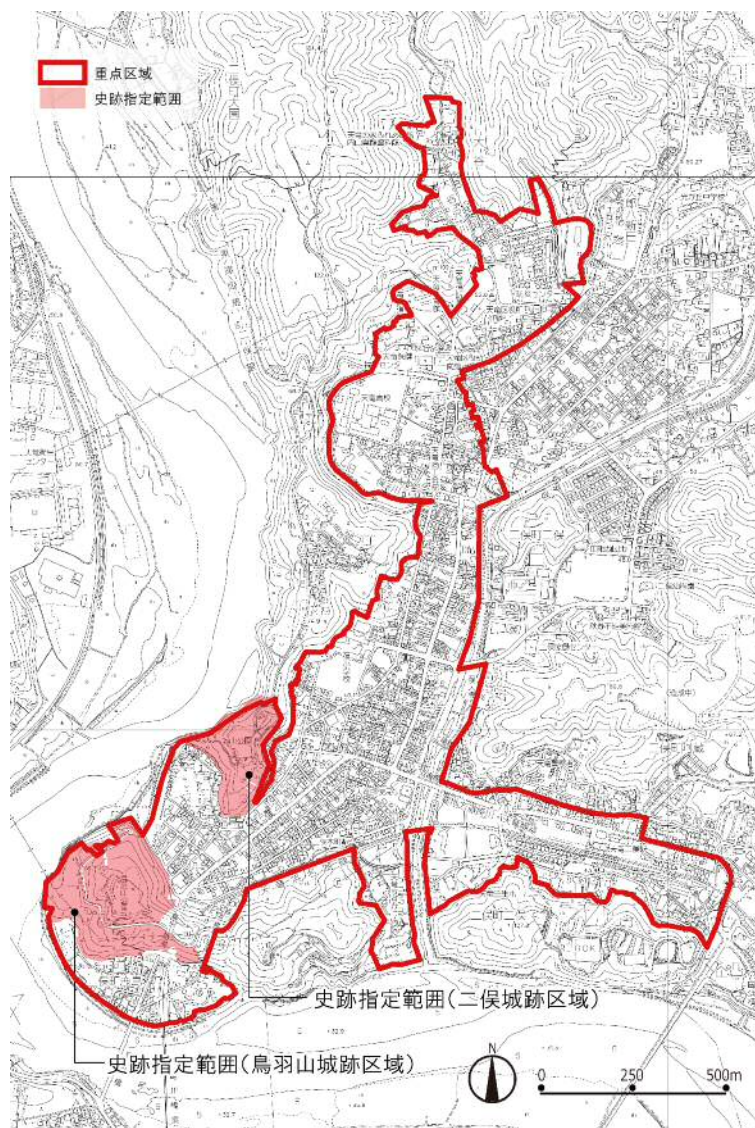


図4-4-12 重点区域と国指定文化財の保存活用計画【天竜二俣地区】
※それぞれの史跡指定範囲の詳細は、次頁参照。

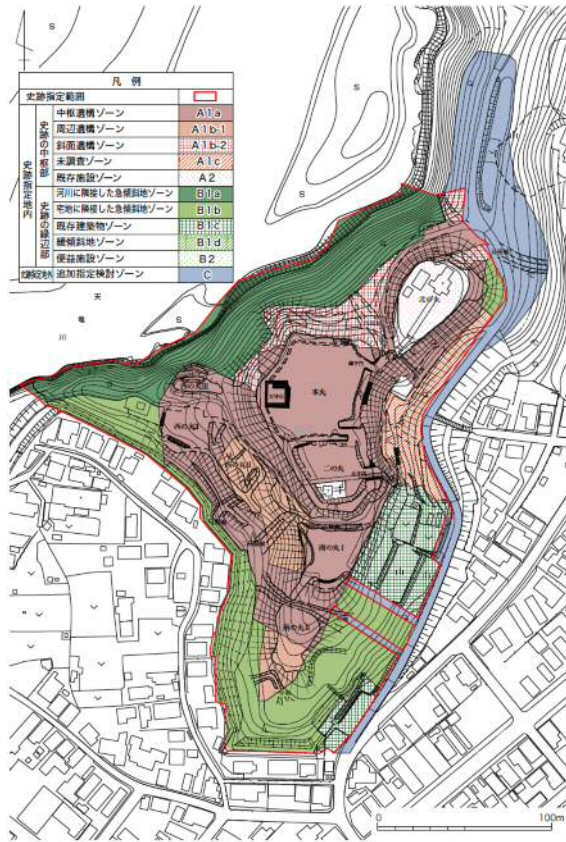


図4-4-13 史跡指定範囲等詳細(二侯城跡区域区分図)



図4-4-14 史跡指定範囲等詳細(鳥羽山城跡区域区分図)